

## 序議付議事案書

開催・令和7年3月31日

所管部課	健幸いきいき部 保険年金課	部長	川口 荘一			
件 名	東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について					
	<input type="checkbox"/> 区分 <input checked="" type="radio"/> ○ 1 審議事項 <input type="checkbox"/> 2 報告事項					
関係事項	条例規則					
関係事項	部課機関					
<b>1. 要旨</b>						
<p>令和7年度税制改正による地方税法施行令の一部改正に伴い、東大和市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>なお、この条例の改正は、令和7年4月1日に施行する必要があり、地方税法施行令の一部を改正する政令が議会閉会後の令和7年3月31日に公布され、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により改正するものである。</p>						
<b>(1) 主な改正内容</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を24万円から26万円に改定する。</li> <li>・低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置となる被保険者均等割額の5割軽減及び2割軽減に係る対象世帯の軽減判定所得を引き上げる。</li> </ul>						
<b>(2) 施行日</b> 令和7年4月1日						
<b>(3) 影響及び効果</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税限度額を法定課税限度額まで引き上げることで、負担能力に応じた適正な賦課を行うことができる。</li> <li>・低所得者に対する国民健康保険税の軽減対象世帯の拡大に寄与する。</li> </ul>						
<b>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</b> <p>令和7年3月21日 条例改正を専決処分により行うことについて、令和7年第1回市議会定例会最終日の会議終了後に、市長より市議会に対して説明。</p> <p>令和7年3月31日 地方税法施行令の一部を改正する政令 公布。            ※総務課において審査済み。</p>						
<b>3. 留意事項 (問題点等)</b>						
<b>4. 主管部処理案 (検討結果等)</b> <p>地方自治法第179条第3項の規定に基づき、次の議会において専決処分の報告をし、承認を受けることとしたい。</p>						
<b>5. 審議結果</b>						

注：定例序議の場合は、金曜日の正午までに提出。